

令和 7 年度 第 1 回安城市市民協働推進会議 議事要旨

日時	令和 7 年 7 月 10 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分	
場所	安城市役所本庁舎 3 階 第 10 会議室	
出席者	委員	寺田会長、國見委員、萩野委員、高良委員、西田委員、荒川委員、菊智委員、名倉委員、水野委員 (欠席：今永副会長、岩井委員、河原委員)
	事務局	横手市民生活部長、早水市民生活部次長兼市民協働課長、竹内市民協働課長補佐兼市民協働係長、市民協働係（杉浦、幸田、平野、島） 太田企画政策課長、杉浦企画政策課長補佐、近藤企画政策係長、企画政策係（杉本）
次第	1 市民憲章唱和 2 会長挨拶 3 議題 （１）第 3 次安城市市民協働推進計画の進捗状況（令和 6 年度分）について （２）令和 7 年度安城市市民活動補助金 2 次募集の採択決定について （３）自治基本条例に基づく市民協働の推進状況に関する意見聴取について 4 その他 （１）令和 8 年度安城市市民活動補助金補助対象事業の募集について （２）今後のスケジュールについて	

今回の会議の目的

- ・第 3 次安城市市民協働推進計画の進捗状況（令和 6 年度分）の確認・評価
- ・令和 7 年度安城市市民活動補助金 2 次募集の採択決定について
- ・令和 8 年度安城市市民活動補助金補助対象事業の募集の流れの確認について
- ・今後の市民活動補助金の制度の方向性に関する市の回答及び意見聴取について

議事要旨

（司会）

それでは時間になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しいところ、安城市市民協働推進会議にご出席いただき、ありがとうございます。本日の会議におきましては、環境に配慮するとともに、働きやすい職場環境づくり及び七夕まつりの啓発の一環として、きーぼーポロシャツを着用しておりますので、ご理解をお願いいたします。

会議に先立ちまして、4月の人事異動により職員の変更がありましたので紹介をさせていただきます。高齢福祉課から転入して参りました平野綾菜と申します。よろしくお願いいたします。

また、6月より安城市ボランティア連絡協議会からの出席が筒井様から萩野幸一様に交代となりました。今回が初めての会議となりますので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

(自己紹介)

ありがとうございます。なお、本日の議題(3)のために企画政策課の職員が会議に出席しております。ご承知おきください。

それでは本日の委員の出席状況についてご報告をさせていただきます。ご欠席の委員は今永副会長と岩井委員の2名です。河原委員はご不在ですが、ただいまの出席委員は安城市市民協働推進会議規則第3条第2項に規定します委員の半数以上に達しており、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。また、今回の審議会に傍聴の方が2名お見えですのご報告させていただきます。傍聴のルールでは、「会議の提出議題の審議について傍聴でき、審議が終了したら退場する」としてあります。本会議で予定している3つの議題について、指定の席で傍聴されますので、あらかじめご承知おきをお願いします。

それでは、ただいまから令和7年度第1回安城市市民協働推進会議を開催いたします。

1 市民憲章唱和

(司会)

次第1「市民憲章唱和」 市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。なお、市民憲章については、机上に印刷したものがございますのでご覧ください。

(市民憲章唱和)

ありがとうございました。ご着席ください。

2 会長挨拶

(司会)

それでは、次第2「会長挨拶」 寺田会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長)

今年は例年以上の暑さで我々高齢者にとっては乗り越えるのが大変ですが、水分を取りながら気をつけていきたいと思っています。

本日は今年度の第1回目の会議ということで、昨年度から始動しました第3次計画の進捗を踏まえて6年度の実績に対する評価、審議をお願いいたします。それと併せて4月から募集しました市民活動補助金(2次募集分)について、短い時間で採点いただいた結果が出ておりますのでそれについてもご審議をお願いします。

そして最後に自治基本条例に基づく市民協働の推進状況に関する意見聴取について企画政策課より説明がございます。自治基本条例は5年を超えない期間ごとに意見を聞くこととされていますが基本的に変えるのは難しいです。問題がない限りは、そのまま踏襲して実施計画を見直ししていくのが良いのではないかと考えております。それについても皆さん確認していただき、率直なご意見をいただきたいと思います。

本日も意見交換ができますことを本当に嬉しく思っています。限られた時間ではございますが、積極的にご意見を述べていただければと思います。

(司会)

ありがとうございました。それでは、次第3「議題」に移ります。委員の皆さまにおかれましては、ご発言をする場合、必ず挙手をしていただき、指名された後、マイクを持ってご発言していただくようお願いいたします。

それでは、ここからの進行は寺田会長をお願いいたします。

3 議題

(1) 第3次安城市市民協働推進計画の進捗状況（令和6年度分）について

(会長)

それでは、議事を進めさせていただきます。議題(1)「第3次安城市市民協働推進計画の進捗状況（令和6年度分）について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

(第3次安城市市民協働推進計画の進捗状況（令和6年度分）について説明)

(会長)

事務局の説明に対してご質問やご意見がございましたらお願いします。町内会長連絡協議会の事業も多く載っていますが、町内会長はこのような計画に取り組んでいるという意識なしでやっています。市民協働し、参加していることは私も初めて知った部分もありまして、これからは浸透させながらみんなでやっていきたいと思えます。

(委員)

私が自分の仕事としてまちづくりやマチナカプレイスメイキング事業に関わらせていただいていることもあり、まちづくりにはものすごく興味があります。資料4の裏にあります「あんじょう協働リビングラボ」のように、ファシリテーターの加藤さんによる取組みは素敵だと思います。

しかし、ワークショップや話し合いが終わった後、今後どうしていくのかという具体的な部分の支援が薄く感じます。皆さん、まちづくりや自分の団体のイベントをや

りたいといった理由で勉強するために参加されますが、具体的にお金はどうするのかや、イベントをするにあたりどのようなものやスキルが必要かという具体的なことが少ないと感じています。結局自分たちで勉強して頑張ることが基本ですが、もう少しフォローがあると良いというのは常に感じています。そのあたりのことも市民協働課だけではなく企画政策課含め全庁的に連携をして、もう一歩サポートが必要だと感じています。

（事務局）

ご意見いただきありがとうございます。委員が今おっしゃられたように、リビングラボのフォローアップとしては終わったその先のプログラムを用意していないため、そこで活動を終えられる方ももちろんいます。一方で、本当に様々なスキルを持った方が集まり、交流を通して繋がることで、得意なことを活かしながら活動を続けて見える方もいらっしゃると思います。市民協働課として行っている支援としては、今回市民活動補助金の2次募集を始めたことを受け、成果報告会及びリビングラボ交流会の中で補助金の説明の時間を設け、資金面での支援を周知しました。

また、市民交流センターに団体登録をしていただくと、市民交流センターの活動室で印刷機や裁断機などの設備や打ち合わせスペースが利用できるほか、ボランティアコーディネーターの資格を持ったスタッフに相談することもできますので、交流センターの支援へとつなげる取組みを行いました。ただ、まだまだ支援が足りない部分もありますので引き続き検討していきます。

（会長）

補助金については皆さん関心があると思いますが、団体の支援はなかなか難しいと思います。

（委員）

「あんじょう協働リビングラボ」は去年参加させていただいて、以前参加した時よりもだいぶバージョンアップしていると感じました。話し合いをした後、「こういうことが出来たらいいね」で終わってしまうことが多いのですが、昨年度のリビングラボは活動支援金がもらえ、チラシ作成や会場使用料に使用できたため、各グループの社会実験はどれもしっかりしたものが出来たと感じています。先ほど委員が言われたとおり、次に繋がるものがあると良いと思いますが、バージョンアップしているのはとても良いので今年度はどのようにバージョンアップされているか楽しみにしています。

次に、私が勉強不足なのですが、多くの事業が実施されていることをほとんど知りません。これらはどのように一般公募をし、一般市民に周知されているのでしょうか。お見かけしたところ、環境とか生活スポーツの取組みはありますが文化的なものがほとんどないように思います。例えば市民から「こういうことをやりたい」とどこかの

課に話を持ちかけたらそれを一緒に協働してもらえるものなのかなど、その辺をお伺いしたいです。

(事務局)

周知は各課に任せています。広報やチラシなど様々な手段で周知啓発を行っているところではありますが方法は各課バラバラです。先ほど委員の方から出た全庁的に連携するというご意見についてはその必要性を感じています。

(会長)

一般の方に周知しておらず、関係者のみで開催しているようなものも多いです。結果くらいは一般の方に広がると良いと思います。私は、資料4の(5-1-1)「減災まちづくり研究会」に参加していますが、メンバーはほとんど固定で、冊子を作ったものの、市民に展開するようなことは考えていません。メンバーをどのように集めたら良いか、作成したものをどのように展開していくと良いかをこの審議会で提案していただけると本当は良いと思っています。

(委員)

推進事業(アクションプラン)編が第1版から第2版へと改訂したとのことですが、どこがどう変わったのか教えていただけますか。

(事務局)

ご質問いただきありがとうございます。第1版から第2版の変更点としては、今スライドにあるように(5-2-3)の企画政策課の取組みが変更になったという1点になります。取組みの内容も方向性としてはあまり変わっておらず、企業と高校生が関わる手法を変えたことに伴って、「企業への取材を行う」という文言を削除し事業名を変更しています。

(委員)

第2版とあるので、だいぶ変更があるのかと思いました。

(会長)

なぜこのように変えたのですか。

(事務局)

推進事業(アクションプラン)編は臨機応変に変更できるものです。企画政策課の掲載事業に変更があったため、今回このタイミングで第2版として改訂しました。

(委員)

この取組みは、どのくらいの期間実施したのでしょうか。

(事務局)

3次計画が始まったのが令和6年の4月からで、令和7年度に企画政策課から「高校生SDGsインタビュー事業」を実施しないという申し出がありましたので、今回この会議でのご報告を境に第2版としました。

(委員)

1年と3ヶ月でこの事業を変えられたということですね。

(事務局)

「高校生SDGsインタビュー事業」自体は何年か前から実施しております。第3次市民協働推進計画の策定のタイミング的に1年3か月しか事業をやっていないような見え方になってしまっております。

(企画政策課)

市民協働課の担当者から説明がありましてとおり、高校生が企業へのインタビューを行うという事業はこれまでずっとやっておりました。ほとんどの企業を取材させてもらったということもあり、令和6年度で一旦区切りとさせていただきました。

ただ、高校生が自ら地域と企業やいろいろな課題に関わりを持って考えるという機会はとても大切なことですので、今年度からはSDGs共創パートナーとなっている企業に高校へ出向いてもらい、SDGsの取り組みを高校生に紹介していただいたり、一緒に学んだりして、高校生に自主的に各地域の課題などを考えていただく機会を作っていく方向に変えました。高校生を巻き込んだ協働は引き続きやってきたいと思っております。

(会長)

町内のイベントにも最近、中高生に積極的に参加の声かけをしています。中学生はボランティア部がありこれまでも参加してくれていましたが、高校生は先生方のご理解もあり、参加してくれるようになりました。

それでは議題（1）につきましては終了させていただきます。

(2) 令和7年度市民活動補助金2次募集採択決定について

(会長)

続いて、議題（2）「令和7年度市民活動補助金2次募集採択決定について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

(令和7年度市民活動補助金2次募集採択決定について説明)

(会長)

事務局からの報告がありましたとおり、全ての団体の平均点が15点を上回り合格基準を満たしておりますので、全事業採択ということで委員の皆さんよろしいでしょうか。

(異議なし)

採択でお願いいたします。

点数をつけるにあたり、時間的にも短かったので、この場でご意見がございましたら追加して伝えていきたいと思います。

(委員)

最大で5万円の補助があるわけですね。各事業で総額という欄に7万円や12万円と記載がありますが、この内訳は示されているのでしょうか。

(会長)

申請書まとめの後ろに収支予算書がありまして、事業計画と内訳の記載があります。

4月から2次募集ということで秋の募集に加えて2次募集があるのは良いと思います。ただ、アンフォーレのホールを借りる場合は、1年前に料金を払わなければなりませんので、もう少し融通が利かないか市長に要望を出していきたいと思っております。2次募集は4月に申請して8月に交付決定があり2月末までに事業実施し、すべて年度内で完結するので良いと思います。

(委員)

私は小学生の子どもがいるので、今回2次募集にあった「一般社団法人Team MAMA」や「ほのぼのふぁみりー」はとても興味があります。こういう事業が提案されているのを知ることができ、「自分も参加したい」とか「自分もこうしたい」と思いました。

自分の団体の中で話をした内容を実現するには、誰に、どこに相談すれば良いのか分からずフェードアウトしてしまうことがあります。もう少し市役所が開けて、「私たちの課はこういうことを相談できます」ということが分かると良いと感じます。

(委員)

皆さん素晴らしい取り組みだなという感想を持っています。

5つの審査項目で点数をつける際に、「啓発性・PR性」の点数をつけるのが難しく感じました。皆さんチラシなどの紙媒体でPRしたり、InstagramなどのSNSでPRはされていますが、例えば七夕まつりのイベントと連携してPRするとか

もう一步踏み込んだPRがあるとより良い取組みになるのではないかという感想を持ちました。

(委員)

1階市民課のところにモニターがありますが、手続きで待ち時間が長いと市民の皆さんは見てらっしゃるので、団体のPRを広告の間に流すなど活用していくのも良いのではないかと思います。

(事務局)

ご意見・質問ありがとうございます。団体から事業のPRをしたいとご相談があった場合には、市の公式ウェブサイトや市民交流センターのInstagramに掲載するなどお手伝いできる部分はあります。市民課の前のモニターは行政の事業を周知することに限られてしまうので、難しい部分もあるかと思います。

(会長)

アンフォーレのような大きなスクリーンがあると良いですね。今出たご意見を各団体に伝えていただければと思います。

(委員)

2次募集では、猫関係の事業2団体、音楽関係の事業2団体から申請がありました。1次募集でも音楽と猫関係の申請があったと記憶しています。今までの申請事業のカテゴリーの分類はされているのでしょうか。また他の自治体で、こういう団体が申請しているけれど安城では申請がないというような分析をされたことはあるのでしょうか。

(事務局)

ご質問いただきありがとうございます。まず一つ目の質問に関しては、確かに今回、音楽とか地域猫に関して申請が多かったのですが、分析や分類に関しては今のところしておりません。また、他の自治体がどのような事業を申請しているか公表していない自治体もあり、追えてはいません。

この後議題とは別に「4その他」の中でお話しさせていただきますが、他市の補助金の制度を調査しておりますので、他市の状況も踏まえて検討していければと思っています。

(委員)

私もNPOを運営しているので、行政などの助成金というのはかなり把握している方だと思いますが、恐らく申請できない団体がこの補助金を申請していると思います。この補助金が周知されていないのはもったいないと感じます。猫の問題も大切である

ということや文化的な事業に対する補助が少ないことを委員になって初めて知りました。そういった、埋もれてしまっているカテゴリーがないか少し気になったので、その情報を皆さんの中でも意識して活動していくと良いと思いました。

(会長)

2次募集について周知があまりされていなかったように感じます。

(事務局)

2次募集を開始するというPRについては、4月からの募集にあたって1月から実施しておりまして、広報に載せたり安城市の公式LINEに載せたりしました。そのPRを見て新しく団体登録した団体が今回多く、市民の方の目に留まる機会は多かったと思っています。

(委員)

先ほども話があったように同じ種類の団体がいくつかあり、団体の方はそれぞれが連携されているようで、非常に素晴らしいと思います。団体は自分たちの地域のことをやるのが精いっぱいだと思うので、そこに広がりを持たせるときには同じような団体が連携してうまくやっていけると良いと思います。団体同士が繋がる機会があると良いと強く感じました。

(事務局)

ありがとうございます。今いただいた意見についてですが、市民提案型スタート事業以外の補助金の交付団体に関しては毎年3月頃に成果報告会を行っておりまして、補助金を活用した事業の概要や実施した際の効果、反省点や今後の展望について発表していただいています。その場に、スタート事業を申請いただいた団体もお呼びしてグループワークを通して交流を図れるようにしております。ただ、なかなか参加していただけないという状況です。

(会長)

昨年の審議会では補助金の上限額の引き上げの問題なども出ましたが、少しずつ改正をし、良い制度になってきたと思います。それでは15団体につきましては採択ということでよろしく願いいたします。議題(2)については以上となります。

(3) 自治基本条例に基づく市民協働の推進状況に関する意見聴取について

続きまして、議題(3)「自治基本条例に基づく市民協働の推進状況に関する意見聴取について」、企画政策課より説明をお願いします。

(企画政策課長)

本日は、お時間をいただきありがとうございます。企画政策課長の太田でございます。本日は、自治基本条例に基づく市民協働の推進状況について委員の皆様より意見をいただきたくお時間をいただきました。

自治基本条例は、まちづくりの基本原則が定められており、市民参加と協働によるまちづくりを進めることを条例に記しております。また、市民参協働推進条例は自治基本条例に基づいて制定されたものでございます。

自治基本条例に示された市民参加と協働によるまちづくりがより推進するために、今回いただいたご意見を参考にさせていただきたいと思いますので、日頃思っていることなどをぜひご発言いただければと思います。

(企画政策課)

(自治基本条例に基づく市民協働の推進状況に関する意見聴取について 説明)

(会長)

市民協働の進捗状況について何かご意見等はございますか。

市民活動補助金の申請も17件ということで結構活発に動いているように思います。自治基本条例は二つの審議会で検討しておりまして、先日、安城市市民参加推進評価会議ではよく取組みがなされているというご意見が出ました。自治基本条例は5年を超えない期間ごとに意見を聞くことが定められています。この条例は本当に基になるものです。実際に様々な取組みがなされ、皆さん活発に活動されているので市民参加推進評価会議では、変更はなしという意見が出ました。基本的には今日の会議の意見も踏まえて、市の方でどうするか判断をすることになります。

実際のところ、これを変えとなると専門家を呼んで法律を作っていくことになると思いますので本当に煩雑な状況になります。感覚的なものでも結構ですので皆さんのご意見をいただければと思っております。

(委員)

まずこの条例の内容を理解するのがなかなか難しいと感じます。私達のように民間企業では何かを専門家が説明をするときに、「小さな子どもでも分かるように説明をしましょう」というのが何となくのルールであるので私を小さな子どもだと思って聞いていただきたいと思います。

例えば条例の見直しについて、資料5の6ページ目にあるように附属機関から意見を聞く前に、現場の声をしっかりと把握して、それを踏まえて参加していただけたら良いと感じます。

また、8ページ目の基本方針2の「市民協働の担い手づくり」という言葉を最近よく聞きます。これは、何となく「ついてきてください」というイメージが少し強いと感じます。そうすると、例えば「市民協働の支え手づくり」や「実行者づくり」、「リ

ーダーづくり」「推進力」にも言い換えができると思います。もう少し言葉をソフトにしていくと近い感じがすると思います。

私自身、都市計画課や企画政策課、市民協働課との関りも多いですが、門前払いではなく「一旦お話聞きますよ」と寄り添っていただける感覚があります。だからこそまちづくりを頑張れたり、市の様々な行事に参加してみたいと思えるところが多分にあります。きちんとした条例やルールを作らなければならないとは思いますが、説明の資料に車の絵がついていたり、色味があったり字が大きいというのは我々のお年頃にはとてもありがたいです。こういうところでも結局は人と人との繋がりだと思うので、そういったことを感じられるような資料作りとか発表の仕方をしていくと良いのではないかと感じました。

(会長)

「担い手」という用語はもう古いのでしょうか。町内会では担い手という言葉を目だに使っています。

(企画政策課)

「担い手づくり」という言葉が古いかどうかについては、今後も勉強させていただきたいと思います。

また、資料で言うと5ページ目のとおり、平成22年4月に自治基本条例、それに基づく形で平成23年4月に市民参加条例ができ、平成24年10月に市民協働推進条例ができ、この会議・計画があります。安城市の市民協働は地域の皆さん、町内会の皆さん、企業の皆さん、ボランティア・市民活動団体の皆さんの力を合わせて安城市のまちづくりを進めているというところです。8ページ目に「市職員の理解、参加促進」という項目もありまして、あわせて職員の知識や理解も進めていくということでより良い市民協働が進めていけたらと思っております。

(会長)

当然時代が変わったりすると、改正していかなければならないことですが、現状条例を変える必要まではないと感じます。市民協働推進計画は8年間の計画です。今の時代に8年間というと変化が目まぐるしいですが、推進事業を見直しながら進めていけば良いのではないかと感じます。

(委員)

条例の話や難しい話をお伺いする中で、具体的に、「一市民である私は何をすればいいんだろう」「何を求められているのだろう」と率直に感じました。それは私だけではないのではないかと思います。日頃、限られた情報の中で生きているので「まちづくりを他人ごとから自分ごとへ」という言葉は非常に響きました。

私が今住んでいる町は団塊世代の方が30代頃に分譲された地域なので、去年の夏

には2、3日続けておじいちゃんおばあちゃんが熱中症で倒れているのを助けたり、徘徊をしているおじいちゃんがいたり、町内で何とかしなければならないと市民の皆さんの中でも、危機感を感じてらっしゃる方はいるのではないかと思います。

そのような中で、今私がこの会議の委員として「明日から何ができるのだろう」というところが見えてきません。自分ごとにできないというところを、どのようにすればいいのかと感じております。

(企画政策課)

「自分ごと」とするのは大変難しい問題だと思っております。自治基本条例は4ページ目にあるように「市民参加と協働」と申し上げておりますが、それと同じだけ「情報共有」も大切にしています。情報がなければ、協働も参加もできないため、情報共有はとても大事だと思います。市としましても、情報の発信や共有を大切にしていけないといけませんし、今は皆様それぞれが情報発信できる時代ですので、趣味などを通してでも良いですが地域の課題に向き合っていけたら良いと考えます。

(委員)

私も同じ意見を持っています。この取組みの普遍的な課題は、「啓発活動」と「参加者の拡大」という、2点になると感じました。

情報の発信はもちろんたくさんやられていますが、もう一步踏み込んで、ニッチな情報、コンテンツを作って配信するところまで踏み込まれると良いと思います。例えば今日一つ目の議題でありました、スキルアップ講座の取組みは、評価がBでした。とても良い取組みをされていると感じましたが参加者が少なかったことがこの評価につながっているのではないかと思います。例えば動画にして1か月間オンデマンド配信をするなどコンテンツを作って配信をすることで情報共有も進みますし、PRにもつながると思います。もう一步踏み込んだ情報共有に取り組まれると良いのではないかと思います。

(企画政策課)

今この場でこうしていくという方針をお伝えすることは難しいですが、参考にさせていただきます。

(委員)

市民協働によるマルチパートナーシップの推進と書かれていますが、実際に市民活動をされていたり、活発に活動している方が多くいます。しかし、どうしたら市と協働できるのかという部分が不透明だという感覚を持っています。

市から募集があって、応募するという流れは分かりますが、市民から市と協働する場合の方法が見えません。いきなり対象の課に行って話を聞いていただけるのでしょうか。私もミュージカルの制作などをして一緒にお仕事をさせてもらったりしていま

すが、その辺が不透明だといつも感じます。

（企画政策課）

企画政策課の公民連携係では、市民の皆様、企業の皆様、地域・市民活動の方、ボランティア団体の方の提案やご意見を一元的に聞く窓口となっています。何かご相談があれば、公民連携係へご相談、ご提案いただければと思います。

（事務局）

いきなり市役所のどこかの部署に行くのはハードルが高く感じる場合は、市民交流センターでも相談業務を行っております。そこには専門のコーディネーターの資格を持ったスタッフもおりますので、ご相談いただくと市民協働課にも相談内容を共有しておりますので、どこかの部署に繋ぐということも可能です。

（委員）

一般の市民の方には公開されているのでしょうか。

（企画政策課）

市の公式ウェブサイトで公開しております。

（委員）

一般市民の方は、市役所に用事があったら来ます。何か申請するものがあったら来る場所というイメージが確立されています。しかし、今日この場にいる職員の方たちも実は芸達者であったり、面白いキャラクター、面白い趣味を持っている方も多いと思います。個人情報のある程度守りながらも、「こんな面白い職員がいます」とPRすることで「ちょっと行ってみたいな」「話してみたいな」という市役所に行くハードルを下げることで市民の方に親しみを持ってもらい、市民も職員も歩み寄ると良いのではないかと思います。また、安城市役所フェスティバルとか1日フリーデーを開き、職員おすすめの食堂メニューを出してみるなどをやると簡単にハードルが下がるのではないかと思います。

（企画政策課）

開かれた、あるいは親しまれるというのは市役所行政にとって大切なことだと思っています。芸達者な職員が多くいるので気軽にご相談いただけるような雰囲気も作っていきたいと思います。

（会長）

杉浦副市長も音楽をやってらっしゃいますね。

本当に取組みはたくさんやっており、今のままでも結構市民活動は盛んですので、

一定の評価はできるのではないかと思います。引き続きこの自治基本条例を基に、取り組みや運用を状況に合わせて毎年変えていただくと良いと思います。

(会長)

議題については、皆さまのおかげをもちまして、以上で終了となります。ここからの進行は、事務局でお願いします。

4 その他

(司会)

議題が終了いたしましたのでここで傍聴の方はご退場をお願いいたします。ありがとうございました。

次第4「その他」につきまして、事務局から説明させていただきます。

(事務局)

(その他について説明)

(委員)

実施計画書の添付書類の変更点として、具体的な数値を記入することによって変わったと記載がありますが、この数値の根拠はどこから持ってくるのでしょうか。私が以前補助金申請したときに、委員から何か数値的なものが欲しいと言われました。

しかし、安城市はそれに対するアンケートを取っていなかったもので、企業のアンケート結果を記載しました。どのような事業かにもよると思いますが、どのような根拠で数値を出したらよいのかを疑問に思ったのでお聞きしたいです。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。具体的な数値を記載していただきたいということは、これまでの記入例にも記載しておりました。資料7の1ページ目がこれまでの記入例になります。ただこちらの数値まで求めることはスタート事業に対しては負担という見方もありますのでスタート事業に関しては削除をさせていただきます。

具体的な数値をどこから持ってくるのかということに関しては、例えば市の計画策定の際に実施しているアンケートやそれが難しければ一般的な傾向が分かるものをもとにいただければと思います。自身の団体が何を課題にしているかによって数値化は難しいものもあるかもしれませんが、できる限り書いていただきたいと思います。公共性という部分で、趣味的・生涯学習的な内容ではなく、地域の課題を解決するための市民活動かを判断するために記載を求めています。

(委員)

スタート事業以外の場合は、赤字で書いてあるので、数字を重視されるように感じ

たのですがそういうわけではないということでしょうか。

(事務局)

数値というよりは地域の課題をどのように把握しているかを知るためですので、数字でなくてもこういう課題があると分かる根拠等の記載を求めたいという意図があります。

(委員)

例えば困っている方が 100 人いてこの事業を実施するとそれが 50 人になるというようなことを書くということですね。その根拠的数字を団体が出すことが難しいのではないかと思います。

(事務局)

例えば高齢者の居場所づくりの事業をやる場合に、孤独な高齢者が多いなど市が作っている計画やアンケート結果などを読んでいただいたうえで課題としていただきたいという思いがあります。必須とはしないような記入例にさせていただきます。

(事務局)

第 2 回安城市市民協働推進会議（本審査）は、令和 8 年 1 月 17 日（土曜日）に、安城市民交流センターでの開催を予定しております。補助金の申請団体数によって所要時間も変わるため、時間は未定ですが開催日が近づきましたら改めてご案内をさせていただきます。

次第 4 「その他」につきましては以上となります。

(司会)

それでは最後に市民生活部次長兼市民協働課長の早水からお礼の言葉を述べさせていただきます。

(次長)

本日は長時間にわたり貴重なご意見をいただき、また議題につきましては、ご承認をいただき、誠にありがとうございました。本日いただきました意見を踏まえ、計画を推進してまいります。

なお本日の資料および議事録につきましては、市公式ウェブサイトへ掲載し公表してまいりますので、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、令和 7 年度第 1 回安城市市民協働推進会議を終了いたします。

会議の確認・承認事項

- ・ 第 3 次安城市市民協働推進計画の進捗状況（令和 6 年度）の確認・承認

- ・令和7年度安城市市民活動補助金2次募集の採択決定
- ・自治基本条例に基づく市民協働の推進状況に関する意見聴取
- ・令和8年度安城市市民活動補助金補助対象事業の募集の流れの確認
- ・今後の市民活動補助金の制度の方向性に関する市の回答及び意見聴取

課題・検討事項

- ・講座等開催後のフォロー・支援の充実
- ・もう一歩踏み込んだPRや情報共有の検討